



jdzb

Japanisch-Deutsches Zentrum Berlin

ベルリン日独センター

Saargemünder Strasse 2

14195 Berlin / Germany

Tel: +49-30 839 07 0

Fax: +49-30 839 07 220

E-Mail: jdzb@jdzb.de

URL: <http://www.jdzb.de>

寄付行為証書・定款

Stiftungsurkunde / Satzung

全体理事会事務規則

Geschäftsordnung des Gesamtvorstandes

評議会事務規則

Geschäftsordnung des Stiftungsrates

目次・Inhaltsverzeichnis

頁・Seite

寄付行為証書・定款
Stiftungsurkunde / Satzung 2-8

全体理事会事務規則
Geschäftsordnung des Gesamtvorstandes 9-11

評議会事務規則
Geschäftsordnung des Stiftungsrates 12-14

寄付行為証書・定款

Stiftungsurkunde / Satzung

ベルリン日独センター寄付行為証書

2012年11月5日 修正版

ベルリン州学術研究庁長官に代表されるベルリン州政府は、以下の定款を有する財団「ベルリン日独センター」をここに設立する。

第1条 財団の名称、法形態および所在地

財団名称は、「ベルリン日独センター」とする。同財団は独民法上の権利を有する財団であり、その所在地は、ベルリンである。

第2条 財団の目的

第1項 財団の目的は、学術および文化の分野における日独間および国際的な協力を支援し深めることである。

定款の定める目的は、特に以下の形で遂行される。

- 学術・研究・文化部門における日独協力を改善するために、経済生活全般における日独相互理解の支援
- 学術、科学技術、通訳・翻訳、新聞学・ジャーナリズムの分野における交流
- 上記分野における国際的な出合いを奨励する各種行事、特に展覧会、コロキウムおよび会議系事業

第2項 財団は、独租税令の「税優遇の対象となる目的」の章に定める公益目的を専らかつ直接追及する。

第3条 財団の財産

第1項 設立時における財団資産は、ベルリン州に対する1500万ドイツ・マルクの拠出請求権からなる。基本財産は、増資寄付により増資可能である。

第2項 基本財産は、原則としてその現存価値を減少することなく維持されなければならない。もっとも、財団の目的が他の手段をもってしては実現することができず、かつ、財団の存立基盤が保全される場合には、各事業年度において基本財産を1パーセントまで取り崩すことが可能である。

第4条 財団の追加的資金

財団は、寄付の目的が定款の規定する目的に一致し、その独立性が寄付を受けることによって損われないうえに、支援機関も含めた第三者からの寄付を受取ることができる。

第5条 非営利性

第1項 財団の活動は、営利的なものであってはならず、その第一の目的として利潤を上げること追及してはならない。

第2項 財団の資金は、本定款に合致する目的にのみ使用することが許されている。寄付行為者および財団の機関に所属する者は、財団の資金からいかなる支払も受けてはならない。

第3項 なににせよ、財団の目的に合致しない支出、または不均衡に高い報酬により利益を得てはならない。

第6条 財団の機関

財団の機関は、次のとおりとする。

- a) 総裁および副総裁
- b) 全体理事会
- c) 評議会

第7条 総裁および副総裁

第1項 財団は総裁および副総裁を有し、両者が独民法典第86条および第26条の定める理事会を構成する。

第2項 総裁は、総裁に支障ある場合には副総裁が、裁判上および裁判外において単独で財団を代表する。

第3項 総裁および副総裁は、全体理事会の提案に基づき、評議会により3年の任期をもって選出される。再選は、可能である。

第8条 全体理事会

第1項 全体理事会は、次の者からなる。

- a) 総裁および副総裁
- b) 事務総長および副事務総長
- c) ベルリン日独センターを管轄するベルリン州政府の構成員
- d) 駐独日本国大使
- e) 独外務省の日本担当次官
- f) 日本国外務省のベルリン日独センター主管課長

第2項 全体理事会は、定款に従って財団を運営する。全体理事会は、評議会に対し責任を負う。

第3項 全体理事会は、全体理事会事務規則を設ける。

第4項 総裁は、総裁に支障ある場合には副総裁が、全体理事会の議事進行を務める。⁽¹⁾

第5項 全体理事会は、すべての理事が会議に出席し、または、代理により出席している場合に決議力をもつ。理事は、書面をもって他の理事に票決権を委任することにより、代理させることができる。同様に公職にある者⁽²⁾およびその他の公務にある者⁽³⁾は、信頼を得る⁽⁴⁾他の人物に票決を委任できるが、評議員に委任することはできない。いずれの理事も、2票を超える票を行使することはできない。

第6項 全体理事会の決議は、有効票の多数決で行なう。

第7項 全体理事会定例会議は、毎年、評議会の定例会議に先立ち、開催される。特別会議は、少なくとも理事2名が要請する場合に開催されなければならない。

第8項 全体理事会の会議は、他の議決がなされないかぎり、ベルリンにおいて開催される。総裁は、少なくとも4週間の予告期間をもち、議題の通知と共に書面により、理事を会議に召集する。

第9項 全体理事会は、緊急の場合、書面で決議できる。本件は、総裁が決定する。決議が有効に成立するためには、少なくとも理事の4分の3が参加しなければならず、上記第6項の規定が、準用される。

第9条 事務総長および副事務総長

第1項 事務総長および副事務総長は、評議会の同意を得たうえで、全体理事会により指名される。任期は4年とし、再選は、可能である。

第2項 事務総長は、事務総長に支障がある場合には副事務総長が、財団の経常業務を統轄する。事務総長および副事務総長は、独民法典第30条および第86条に定める特別代理人である。

第3項 事務総長は、会計業務につき財団に対し責任を負う。事務総長は、各年度末に、全体理事会および評議会年次定例会議のために、年次決算(財団収支決算および財産推移一覧表)および財団の目的の達成に関する報告からなる事業報告書を作成しなければならない。事務総長は、当該年次決算を公認会計士または公認会計事務所による監査にかけなければならない。ベルリン州財団法第8条第2項に則る監査報告書の作成に当たっては、監査の委託内容に基本財産の維持および運用収益と(場合によってはあり得る)政府補助金が、定款に合致して支出されていることも含まれていなければならない。

第4項 事務総長は、特別の重要性を有する全事項について、全体理事会の同意を取り付けなければならない。詳細は、全体理事会事務規則で規定される。

1. 独文直訳は、「総裁は、(…)全体理事会の議長を務める」

2. ドイツ語「Amtsträger」は「公務員・官吏」を越える概念で、刑法および損害賠償法上の特例が認められている者を示す。法律分野により、中身は異なる。また、専任であるか、名誉職・ボランティアであるかは問われない。試補見習、試用期間中の者、職業教育訓練生等を「Amtsträger」とみなす場合もある。第10条第4項も同様。

3. ドイツ語「Angehörige des öffentlichen Dienstes」は公務員(判事、兵士、司法試補見習、他も含む)および労働協約に基づく公務従事者を示す概念。第10条第4項も同様。

4. 独文直訳は、「(…)その者が信頼する他の人物(…)」。第10条第4項も同様。

第10条 評議会

- 第1項 評議会は、学術、研究、文化、経済産業および政治の分野を代表する少なくとも6名、多くとも28名の者からなる。その半数は、日本国政府により、残り半数はベルリン日独センターを管轄するベルリン州政府の構成員に代表されるベルリン州政府との話し合いのうえ、独連邦外務大臣に代表される独連邦政府により5年の任期で指名される。
- 第2項 評議会は、財団の活動方針を設定する。評議会は、評議会事務規則を設け、また、定款変更および財団の解散に関する決定を行なう。
- 第3項 評議会議長および同副議長は、評議員の中から互選により選出される。
- 第4項 評議会は、少なくとも評議員の4分の3が会議に出席し、または、代理により出席している場合に決議力をもつ。評議員は、書面をもって他の評議員に票決権を委任することにより、代理させることができる。同様に公職にある者およびその他の公務にある者は、信頼を得る他の人物に票決を委任できるが、理事に委任することはできない。いずれの評議員も、3票を超える票を行使することはできない。
- 第5項 評議会の決議は、有効票の多数決で行なう。但し、定款変更および財団の解散に関する決定は、全体理事会の提案に基づき、評議員の3分の2の多数決を要する。
- 第6項 評議会は、年1回定例会議を開催する。特別会議は、評議員の4分の1以上の要請のある場合に開催されなければならない。
- 第7項 評議会の定例会議は、他の決議がないかぎり、ベルリンおよび東京で1年交代で開催される。評議会議長は、少なくとも4週間の予告期間をもち、議題の通知と共に書面により、評議員を同会議に招集する。
- 第8項 全体理事会の理事は、評議会の会議に諮問的資格をもって参加する権利を有する。評議会議長は、評議会の会議に参加するよう理事に要請することができる。また、評議員の少なくとも4分の1が要求する場合には、評議会議長は、理事を評議会の会議に招請しなければならない。
- 第9項 評議会は、緊急の場合、書面で決議できる。本件は、議長が決定する。決議が有効に成立するためには、少なくとも評議員の4分の3が参加しなければならない。上記第5項の規定が、準用される。

第11条 予算案、活動計画案、年次報告

- 第1項 財団は、評議会で承認された予算案および活動計画案に従って活動する。
- 第2項 事業年度は、暦年とする。

第3項 全体理事会は、事務総長の提出した予算案および活動計画案ならびに前年の年次報告を検討するものとし、予算案および活動計画案に必要と認める変更を付したうえで評議会に対し検討および承認のために提出する。

第12条 財団の解散

財団の解散または優遇税制の対象となる目的の消失に当たり寄付行為者は、財団に与えた財産を超える額の財産の返済は受けない。残余の財産は、学術および文化の分野における日独間および国際的な協力を支援し深めるために、公法上の法人または優遇税制の対象である別の団体に移譲される。

第13条 国の監督

第1項 財団は、ベルリン州財団法の現行規定に従いベルリン州司法庁の監督を受ける。

第2項 定款変更および財団の解散に関する決定は、監督官庁の認可を必要とする。総裁または副総裁が、監督官庁に対し認可を申請する。

第3項 年次報告は、事業年度終了後8ヶ月以内に総裁および副総裁が監督官庁に提出する。

第4項 財団の機関の構成のいかなる変更も、総裁または副総裁が遅滞なく監督官庁に届け出なくてはならない。

ベルリン、1985年1月15日

ケーヴェニツヒ署名

(ベルリン州学術研究庁長官)

第1回変更 1986年2月15日開催、第2回評議会会議 1987年4月1日ベルリン州司法庁認可

第2回変更 1987年11月7日開催、第4回評議会会議 1988年4月25日ベルリン州司法庁認可

第3回変更 1989年10月13日開催、第5回評議会会議 1990年3月23日ベルリン州司法庁認可

第4回変更 2000年1月27日付け書面決議 2000年6月2日ベルリン州司法庁認可

第5回変更 2012年11月5日開催、第28回評議会会議 2013年4月10日ベルリン州司法・消費者保護庁認可

認可

財団法人ベルリン日独センターの評議会が2012年11月5日に決議した、財団定款第2条、第5条、第8条、第10条、第12条に含まれる修正を、2003年7月22日付け公布のベルリン財団法(官報293頁)の第5条第1条に従い認可する。

2013年4月10日、ベルリン

ピーペンブルク署名

(ベルリン州司法・消費者保護庁担当官)



Genehmigung

Der vorstehende Beschluss des Stiftungsrats der Stiftung
„Japanisch-Deutsches Zentrum Berlin“ vom 5. November 2012
über die Änderung der in der vorstehenden Satzung dieser
Stiftung enthaltenen §§ 2, 5, 8, 10 und 12 wird hiermit gemäß § 5
Abs. 1 des Berliner Stiftungsgesetzes in der Fassung der
Bekanntmachung vom 22. Juli 2003 (GVBl. S. 293) genehmigt.

Berlin, den 10. April 2013
- 3416/449/2 -

Im Auftrag


Piepenburg